

麒麟Square多目的室  
をご利用ください

本庁舎財産経営課(42番窓口)  
TEL 0857-30-8131  
FAX 0857-20-3948  
市民交流や賑わいの創造を図るため、麒麟Square(鳥取市民交流センター)に多目的室を設けています。  
Web会議システムにも対応した音響設備なども備えていますので、各種会議、文化芸術活動の場としてご利用ください。  
時間 9:00~22:00  
※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。

工事に伴う列車運休と代行輸送(追加)

JR西日本お客様センター  
TEL 0570-00-24806  
本庁舎交通政策課(54番窓口)  
TEL 0857-30-8026  
FAX 0857-20-3953  
鳥取智頭間で運休・代行輸送を行います。  
時 12月3日(火)~23日(月)  
【運休】▽(下り)鳥取05:16発・智頭05:58着



乗って応援！  
鳥取空港サポートクラブ  
プレゼントキャンペーン

NPO法人鳥取県地域観光推進研究所(T680-0845 富安1丁目152番地SGビル301号室)  
TEL 0857-30-6412  
MAIL tsukadampo0828@outlook.jp  
鳥取空港の利用を促進する懇話会事務局(交通政策課内54番窓口)  
TEL 0857-30-8026  
FAX 0857-20-3953  
鳥取空港~羽田空港便の搭乗回数に応じて、鳥取空港内店舗で

令和7・8年度  
入札参加資格申請の共同受付

本庁舎検査契約課(41番窓口)  
TEL 0857-30-8122  
FAX 0857-20-3948  
市と水道局が発注する建設工事と測量などの建設コンサルタント業務の入札参加資格審査の申請は、令和7・8年度分から受付及び審査の一部を鳥取県と共同化します。申請は原則「入札参加資格審査申請共同受付システム」で行ってください。  
時 12月1日(日)~令和7年1月31日(金) ※資格有効期間は令和7年4月1日~令和9年3月31日の2年間 ※申請方法は、本市公式ウェブサイト・水道局ウェブサイト(https://www.water.tottori.tottori.jp/)をご覧ください。

芸術の出前講座 児童作品展

鳥取市文化団体協議会  
TEL 0857-20-0515  
本庁舎文化交流課(34番窓口)  
TEL 0857-30-8021

※詳しくは、JR西日本ウェブサイトをご覧ください。

使用できる商品券や星空舞5誌などのプレゼントが当たるキャンペーン 鳥取空港~羽田空港便を利用した鳥取空港サポートクラブ会員で、11月15日(金)~令和7年1月31日(金)搭乗分でも応募可能 令和7年2月7日(金)までに、応募用紙に搭乗が証明できる「搭乗券」をご搭乗案内「搭乗証明書」のいずれかを添付のうえ、郵送・メールで問い合わせ先(NPO法人鳥取県地域観光推進研究所)に届くか、鳥取空港総合案内カウンターに設

子どもの映像を見ながら

鳥取市文化センター  
TEL 0857-27-5181  
FAX 0857-27-5154  
ふるさとに関する昔なつかしの映像を上映 上映予定：ふるさとこの一年《56》(昭和56年放送) 時 12月12日(木)10:00~14:00 (午前・午後とも内容は同じ)  
鳥取市文化センター2階大会議室 料無料 ※予約不要

新年市民合同祝賀会

本庁舎総務課(34番窓口)

とりもびでお得におでかけ！  
「コラボキャンペーン」

とっとり共創型交通協議会事務局(交通政策課内54番窓口)  
TEL 0857-30-8326  
FAX 0857-20-3953  
相乗り型の公共交通「とりもび」と商業店舗がコラボしたお得なキャンペーンを実施中



鳥取市はたちのついで  
(旧成人式)

本庁舎生涯学習・スポーツ課(58番窓口)  
TEL 0857-30-8426  
FAX 0857-20-3954  
MAIL kyo-gakuspo@city.tottori.jp  
時 令和7年1月3日(金)14:30~17:00  
所 とりぎん文化会館 平成16年4月2日~平成17年4月1日に生まれた人で本市出身・在住または本市に縁のある人 ※事前申込制 ※会場周辺道路は大変混雑しますので、公共交通機関を利用し、時間に余裕をもってご来場ください。  
※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。

▽参加方法：とりもびを利用して、乗車日当日にコラボ店舗に来店し、アプリ画面の利用履歴を店舗スタッフに提示 対 とりもびに乗り込んだ人 ▽コラボ店舗：ジューススタンドめじろ、たぐみ珈琲店、鳥取シネマ、S-BODY 24、ホテルRESH、丸由百貨店、智頭石油CALカーシェア、本家夢屋扇町店、ESOLA ※特典内容やキャンペーン期間は、特設サイトをご覧ください。



浄化槽の正しい維持管理

下水道庁舎下水道経営課  
TEL 0857-30-8392 FAX 0857-20-3319  
浄化槽は、保守点検・清掃、法定検査の実施が、法律で義務付けられていますが、維持管理が不十分だと機能が低下し、汚れた水が川などに流れてしまいます。大切な水環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理をお願いします。

浄化槽の維持管理  
◆保守点検

内容	機械の点検・修理・消毒剤の補充
回数	家庭用では、年に3~4回以上
問合せ	本市の登録を受けた保守点検業者

◆清掃

内容	たまった汚泥の除去
回数	年1回(全ばっき方式は6か月に1回)以上
問合せ	鳥取市の許可を受けた清掃業者 ■鳥取・国府地域 (公財)鳥取市環境事業公社 TEL 0857-22-8585 ■佐治・用瀬・河原地域 因幡環境整備(株) TEL 0858-87-6668 ■気高・鹿野・青谷地域 (株)キョウエイ TEL 0857-82-0353 ■福部地域 (株)桜宮 TEL 0857-74-3095

◆法定検査

内容	浄化槽の外観や放流水質の検査 ※令和6年4月以降の検査から「不適正」の判断基準がかわりました。
回数	設置後検査：使い始めて3~5カ月の間に1回 定期検査：毎年1回
問合せ	(公財)鳥取県保健事業団 TEL 0857-23-4843

■こんなときは市への届出が必要です  
・新設および構造変更  
・管理者の変更  
・廃止  
・使用の開始  
・使用の一時休止  
※公共下水道・集落排水施設の供用開始後は、遅滞なく既存浄化槽から下水道への切替工事をお願いいたします